

総社市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第23号

総社市契約規則の一部を改正する規則

総社市契約規則（平成17年総社市規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(指名競争入札の参加者の指名)</p> <p>第6条 市長は、指名競争入札に付するときは、3人以上の入札者を指名しなければならない。<u>ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(契約書の作成)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる場合においては、契約書の作成を省略し、請書を提出させることができる。</p> <p>(1) 契約金額が150万円未満の契約をするとき。ただし、不動産の売買、貸借等に係る契約、補償に係る契約又は<u>長期継続契約</u>をするときは除く。</p> <p>(2) 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる場合においては、契約書の作成及び請書の提出を省略することができる。</p>	<p>(指名競争入札の参加者の指名)</p> <p>第6条 市長は、指名競争入札に付するときは、3人以上の入札者を指名しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(契約書の作成)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる場合においては、契約書の作成を省略し、請書を提出させることができる。</p> <p>(1) 契約金額が150万円未満の契約をするとき。ただし、不動産の売買、貸借等に係る契約、補償に係る契約又は<u>契約期間が1箇月を超える契約（物品の購入又は修繕その他軽易な契約を除く。）</u>をするときは除く。</p> <p>(2) 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる場合においては、契約書の作成及び請書の提出を省略することができる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) 契約金額が20万円未満の契約をするとき。ただし、不動産の売買、貸借等に係る契約、補償に係る契約又は<u>長期継続契約</u>をするときは除く。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(履行期限の延長)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、前2項の規定により履行期限の延長を承認した場合において、当該履行期限の延長が契約者の責に帰する理由によるときは、<u>遅延日数に応じ、契約金額（既済部分又は既納部分がある場合は、当該部分に対する金額を契約金額から控除した金額）に当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が指定する率を乗じて計算した額の延滞違約金を徴収するものとする。ただし、計算した金額が100円未満であるときは、その全額を、その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</u></p>	<p>(1) 契約金額が20万円未満の契約をするとき。ただし、不動産の売買、貸借等に係る契約、補償に係る契約又は<u>契約期間が1箇月を超える契約（物品の購入又は修繕その他軽易な契約を除く。）</u>をするときは除く。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(履行期限の延長)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、前2項の規定により履行期限の延長を承認した場合において、当該履行期限の延長が契約者の責に帰する理由によるときは、<u>遅延日数1日につき契約金額の1,000分の3以内の延滞違約金を徴収するものとする。この場合において、履行期限の延長が未済又は遅延部分に分けることができるときは、当該未済又は遅延部分に相当する代価の1,000分の3以内とすることができる。</u></p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。